

投票による理事等の選出に関する規程

(選任数)

第1条 理事(専務理事, 部門長, 支部長および担当理事を除く。以下同じ。)ならびに次期担当理事の改選数は次の各号による。

- 一 特命理事 任期満了人数に応じて毎年0～2名
- 二 前号を除く理事(以下「1年役職理事」という。) 毎年5名
- 三 次期担当理事 任期満了人数に応じて毎年0～3名

(団体推薦候補者)

第2条 正員は, 30名以上が一同となって, 前条各号の理事等(以下「理事等」という。)について, 改選数と同数の候補者(以下「団体推薦候補者」という。)を推薦することができる。ただし, 理事, 監事または評議会メンバーである正員はこれに加わることはできない。また, 同一の正員は, 2個以上の団体に加わることはできない。

2 団体推薦候補者の氏名は, 11月末までに本会事務局に届出なければならない。届出には, 団体正員全員の記名及び団体正員10名以上の署名又は押印を要する。

3 前号の届出の際は, 団体推薦候補者が特命理事または次期担当理事の場合は当該役職を明らかにする。また, 1年役職理事の場合は推薦の根拠として, ふさわしい役職(会長, 会長代理, 副会長, 総務企画理事, 会計理事, 編修理事および研究経営理事をいう。以下同じ。)をできるだけ明らかにする。

(理事会推薦候補者)

第3条 理事会は, 理事等について, 改選数1名につき1～3名の候補者(以下「理事会推薦候補者」という。)を12月末までに推薦する。

2 理事会推薦候補者の推薦手続は, 次の各号による。

- 一 理事, 監事および評議会メンバーは, 書面により改選数と同数の候補者を申し出る。なお, 第2条第3項の規定は, この申し出の際に準用する。
- 二 理事会は, 前号の申し出の結果を考慮し, 理事会推薦候補者を推薦する。なお, 第2条第3項の規定は, この推薦の際に準用する。
- 三 理事会は必要に応じ, 追加の理事会推薦候補者を推薦することができる。

(選出スケジュール)

第4条 理事等の選出スケジュールは, 次の各号による。

- 一 10月中旬頃～11月中旬頃 候補者推薦申し出用紙を各理事, 各監事および各評議会メンバーに発送。
- 二 11月末日 推薦申し出の締切。団体推薦候補者の届出の締切。
- 三 12月理事会 推薦申し出結果を考慮して, 理事会推薦候補者を推薦。団体推薦候補者の届出の確認。
- 四 1月中旬頃～2月中旬頃の1箇月間 正員による投票。
- 五 3月理事会 投票結果に基づく選出結果を確認。

(投票の有資格者)

第5条 理事等の選出における投票の有資格者は, 12月下旬における正員とする。

(投票案内等)

第6条 候補者への投票に関する案内には, 候補者以外の者への投票も妨げないことを付記しなければならない。

2 推薦された団体推薦候補者および理事会推薦候補者の表示は、下記による。

- 一 団体推薦候補者，理事会推薦候補者の別を記載し，2個以上の団体がある場合は，甲，乙，丙等団体別に表示する。
- 二 同一人が，2個以上の団体から推薦された場合でも，その氏名は，1箇所だけに記載する。
- 三 第2条第3項の規定は，この候補者の表示の際に準用する。

(投票)

第7条 正員は，改選を要する理事等につき，改選数と同数を選定し，書面により投票する。

(開票)

第8条 前条の到達した投票は，専務理事または総務企画理事が立ち会って開票し，理事会はその結果を確認しなければならない。なお，投票数が同じ時は，年長者が選出されることとする。

(留意事項)

第9条 第3条第2項第一号の申し出の際は，次の各号になるべく留意すること。

- 一 会長と会長代理は学界と産業界の組み合わせが望ましい。
- 二 総務企画理事は産業界が望ましい。
- 三 会計理事は産業界が望ましい。
- 四 編修理事は学界が望ましい。また，専門を考慮し，一分野に偏しないことが望ましい。
- 五 副会長（研究経営担当）と研究経営理事は学界と産業界の組み合わせが望ましい。
- 六 同一人が同一役職に再度就かないことが望ましい。
- 七 理事等はなるべく一地域に偏しないことが望ましい。

附則（平成19年10月10日 理事会決議）

第1条 この規程は，この規程の施行の際現にある規程類に優先する。

附則

- 1 この規程は，平成19年10月10日，理事会において制定。
- 2 この規程は，平成19年10月10日から施行する。